

平城宮出土の衛士関係木簡について

鬼頭清明

史料

A類

「左衛士府」

平解一 SK八七〇

「請糟五升 東齋器運衛士并舍人料
凡連□」

「左衛士府年魚御贊五十三斛」

「『数受』 天平十九年『□受』」

「右衛士府 × 以上、平概十一 SD五七八〇」

「× 左衛士府 ×」

「× 宜相替国 ×」

「右衛士府 ×」

「□ □ □ □ □ ×」

「火頭若倭部足嶋」

「額田部庸□」

「以上、平概四 SD三八二五」

平城宮出土の衛士関係木簡について

本稿は平城宮跡で出土した衛士関係の木簡の概要を、その出土状況とともに紹介し、そこから平城宮における衛士の存在形態、勤務の内容、資養物の内容等について木簡から知りうるところを述べたものである。

まず、衛士関係の木簡の出土状況を整理・検討して、そこから、衛士の勤務地点を推定しさらに宮内における衛士の勤務地点の性格について検討を試みた。次に、衛士関係の木簡の内容について、衛士の仕事の内容、養物の問題等について他の文献史料とも関連させて検討を加えた。

これらの検討に際しては、衛士関係の木簡をA・B両類に分けて行つた。B類は養物の付札、A類は衛士に関する文書風木簡等である。まず本論にはいるまえに以下に史料として衛士関係の木簡の枳文をかかげておく。

22

×火頭×

以上、平解三 S D四九九九

※ 平概十五等は『平城宮発掘調査出土木簡概報』、平解三は『平城宮木簡三解説』を略称。いずれも奈良国立文化財研究所編。

- ・「〈常陸国那賀那日部郷戸主物部大山戸口日下部」

=桑万呂

- ・「〈錢六百文 天平宝字四年正月廿日」

平概五 S D五一〇〇

- ・×斐国山梨郡加美郷丈部字万呂六百文」

天平宝字八年十月 平概四 S A四二一〇A

- ・×□久米郡衛士養物錢六百文」

平概九 S B七〇八二

- ・「〈但馬国衛士車持足月養錢六百文府置死人分〉」

- ・「〈備中國英賀郡衛士帶部益國養錢六百文」

- ・「〈信濃国筑摩郡山家郷火頭椋椅部」

- ・「〈逆養錢六百文」

」

- ・「〈上野国廿楽郡新屋郷□□×

以上、
平概十五 S D一二五〇

- ・×□井郡穂科郷衛士神人」

・×□養〔布〕〔段〕
六□宝龜五年」

平解三 S D四九五一

二、衛士関係木簡の出土状況

まず、平城宮跡における衛士関係の記載内容をもつ木簡の出土状況を述べておくこととする。この際、衛士関係の木簡として選択したのは、衛士、火頭等の衛士と直接関連を示す記載をもつものに限定し、伴出した他の木簡や、その他の状況から衛士に関連するのではないかと推定されるものについては、一応除外してある。
以下、遺構ごとにのべていくこととする。

1 宮南辺二条大路北側溝 (S D一二五〇)

衛士関係の木簡がもつとも数多く出土した遺構である。発掘調査を行った地点は平城宮東南隅付近⁽¹⁾（一九六五年）と同宮南面西門の付近（一九八二年）とである。宮東南隅付近の発掘では、S D一二五〇は幅四m、深さ約一mで東流し、宮内から流れ出る南北溝S D三四一〇と合流している。木簡は、合流地点から以東のところで計約二〇〇点出土し、衛士関係の木簡はそのうち一点ふくまれている（7）。また宮南面西門付近の発掘調査⁽²⁾では、S D一二五〇は幅約五m、深さ一・二mで、西流しており、宮から流出する溝S D一二五〇と合流し、それ以西では幅一〇m、深さ一・五mとなっている。木簡

は溝全体から出土し、計一〇八七点をかぞえた。このうち衛士に関する木簡は十三点（**10**～**18**、**4**～**7**）みつかっている。

2 内裏北外郭官衙区域の土壤（SKハ七八〇）

内裏内郭の東北外で検出された土壤で、内裏に密着した官衙に関連するものと考えられる。⁽³⁾東西五m、南北五mの不整形の土壤で、深さは一・三mである。木簡は四〇点出土し、衛士関係の木簡はそのうち一点である（**1**）。

3 東二坊々間大路西側溝（SD五七八〇）

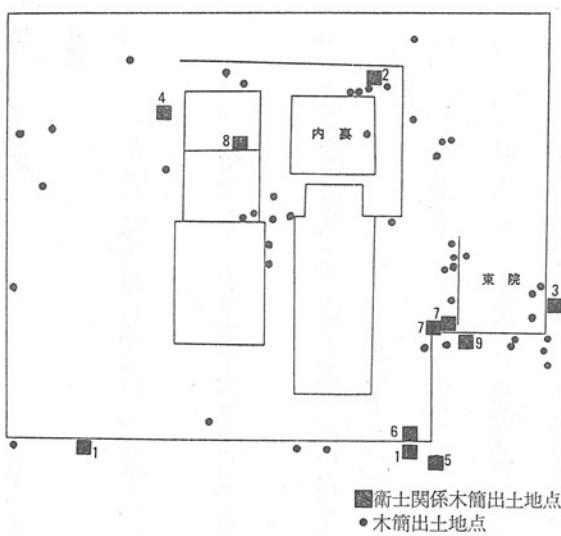


図1 衛士関係木筒出土地点

SD五七八〇は幅六m以上、深さ四〇～六〇mで、計五七九点の木簡が出土した。衛士関係の木簡は三点（**2**、**3**、**4**）出土している。

4 第一次大極殿院地区の西側南北溝（SD三八二五）

SD三八二五は、現在、第一次大極殿院地区と推定されている区画の西側で検出し、幅三m、深さ一mをはかる。⁽⁵⁾木簡は計七九点が検出され、そのうち衛士関係の木簡は二点である（**5**、**6**）。

5 宮東面外濠延長部（SD三九三五）

SD三九三五は平城宮東面外濠（SD四〇九〇）が南へ延長した部分で、左京一坊大路の西側溝にある。⁽⁶⁾幅五m、深さ一・五mをはかる。木簡は計一二五点（SD四〇九〇とあわせて）出土し、そのうち衛士関係の木簡は一点である（**8**）。

6 宮南辺築地の内側雨落溝（SA四一二〇A）

この雨落溝は幅三m、深さ七〇mで、東流し、南北溝三四一〇に合流する。木簡は多量の削屑をふくんで、一万二千点出土した。⁽⁷⁾そのうち衛士関係の木簡は一点（**9**）、衛士関係かと思われるもの一点（**2**）である。

7 小子門西辺南北溝（SD四九五一・SD五一〇〇）

SD四九五一は、平城宮東南部分で南北してひらかれた門SB五〇〇〇の西辺を南北に貫流している溝で、おそらくSB五〇〇〇が建造される以前に營まれ、門SB五〇〇〇の建造とともに西へ

迂回させられSD五一〇〇になったものである。SD四九五一は幅一・三m、深さは九〇cm、SD五一〇〇は幅一・五m、深さが八〇cm、両者とも両岸を側板で護岸している。木簡は雨落溝から計三六五点検出し、衛士関係の木簡はSD四五五一が一点⁽⁸⁾、SD五一〇〇が三点^{(19)、20、21}、計四点である。

8 第一次大極殿南門脇殿（SB七八〇二）

SB七八〇二は第一次大極殿院の南門の東脇に造営された翼樓風の建物である⁽⁹⁾。南門SB七八〇一から東へのびる築地廻廊に接続してたてられたもので、木簡はその柱抜取り痕跡から計二四三點出土している。衛士関係の木簡は一点⁽³⁾出土している。

9 二条条間大路北側溝（SD四九九九）

SD四九九九は平城宮東張出部の南面の外濠で、二条条間大路の北側溝にあたる。SD四九九九は後に南へずらしてSD五二〇〇に改修しており、いずれも東流している。幅二・四m、深さ五〇cm、木簡は計九〇点出土しているが大部分は削屑である⁽¹⁰⁾。衛士に関する木簡は計二点^{(22)、23}出土している。SD五一〇〇への改修は、付近の門SB五〇〇〇の建造と関連があるらしい。

以上の衛士関係の木簡の出土土地点についてみると大勢として以下のよう傾向を指摘することができる。まず、図一にみえる衛士関係の木簡の出土土地点をみると計一〇ヶ所におよんでいるが、そのうち六ヶ所は平城宮の外部をめぐる大垣やそこに開かれた門の付近で

出土していることが知られる。また他の三ヶ所は第一次大極殿院の周辺と内裏北外郭の内部に位置している。このような衛士関係の木簡の分布と、平城宮内における衛士の勤務地点とは何か対応関係があることは当然予想されることなのであるが、衛士関係の木簡の存在がただちに衛士の勤務地を意味するものでないことは、史料に列記した衛士関係の木簡のうちA類に分類したものの中には伝達文書として使用されたものが多数ふくまれており、その文書風木簡は使用される際に宮内を移動しているものであることから指摘できる⁽¹¹⁾。

そこで、史料としてかかげたように衛士関係の木簡をA、B二群に分類し、衛士の養物の付札をB類として抽出してみた。このB類に抽出した衛士の養物の付札は、おそらく、最終的には衛士各人にとどけられるべきものであり、衛士に養物がとどけられるにおよんで、付札は養物の裏からときはなたれ、投棄されたものと思われる。こうしてみると、このB類の付札が出土した地点の付近、そうへだたらないところに、衛士の勤務場所があつたとみてよいのではなかろうか。図1のうちB類に属する衛士関係の木簡の出土土地点は計四ヶ所で、そのうち三ヶ所は宮南面西門と小子門の付近から出土しており、一点は第一次大極殿院地区の南門付近から出土している。したがって、B類の衛士関係付札の出土土地点は、それぞれの三つの門等の守衛のために衛士が勤務していたことを示しているように思われる。この点について、それぞれの門と衛士との関係について、

ここでいくらかの検討を加えることとしよう。

(1) 宮南面西門（若犬養門）付近

南面西門はいうまでもなく平城宮大垣に開かれたいわゆる宮城十二門の一つで平安宮の若犬養門に相当する。この宮城門の守備は令集解宮衛令第一条、及び同条所引古記によると衛門府に属する門部が担当していたようみえ、衛士は配属されていなかつたようみえる。たとえば第一条では、

古記云、外門謂最外四面十二大門也、主當門司、謂門部也、其中門謂衛門与衛士共防守、

とあり、第三条には、

古記云、（中略）所部謂依別式、左右衛士府中門并御垣廻及大藏内藏民部外司喪儀馬寮等、以衛士分配防守、
とある。したがつて実態が古記の通りだとすると、若犬養門には門部がいて衛士がいなかつたようにも読めるが、はたしてそうであるうか。¹³時代は下るが、延喜衛門府式には、

凡宮城門者、並令衛士衛之、

とあるから、奈良時代にも門部とともに衛士が宮城門をまもつた可能性は残されているのではなかろうか。この若犬養門の付近では、衛士関係の木簡が一三点と平城宮跡内でももつとも集中して出土していること、しかも衛士の養物の付札も四点とここに集中していること、からみて衛士の勤務場所をこの門の付近に推定することは否

定できないように思われる。もつとも出土した地点は溝であり他所から流れてくる可能性、かなりはなれた地点から運ばれて投棄される可能性もなしとはしないが、この若犬養門付近で発見された文書風木簡の多くは若犬養門の物品、人間等の通過に関連するものが多く、衛士関係の木簡のみを遠隔地からもたらされたもので、若犬養門との関連を否定することは不自然なよう思われる。木簡史料の方から積極的に推論をひきだすとすれば、この若犬養門の付近は衛士関係の木簡が集中して出土していること、ことに養物錢の付札もまとまって出土していることからいえば若犬養門の付近に衛士の勤務地を推定してよからうかと思う。

このように考えられるとすれば、古記は宮城門の守備の責任が衛門府門部にあることを述べたにとどまるもので——主當門司とあることからみても——実態としては門部のみが守っていたわけではなく、門部の下に衛士が配属されていたものとみてよさそうである。

(2) 少子門付近

ここでは衛士の養物錢の付札が四点出土している(7・9の地点)。この少子門が、いわゆる宮城十二門の中にふくまれるものかどうかは、なお問題の余地を残してはいるが、宮大垣にあけられた門であることからみて、若犬養門と同様、衛士が付近で勤務についていたものとみてよいであろう。

(3) 第一次大極殿院地区南門翼楼

このSB七八〇二については一応、平城宮跡内の位置についてわかりやすいように第一次大極殿院地区とのべたのであって、このSB七八〇二が営まれていた期間は内部の大極殿は移建されてすでになく、かわって西宮ではないかと想定される一群の建物が内部に営まれていたのである。本来、内裏内郭や大極殿の南門（重閣門として続日本紀にみえる）は兵衛が守ることになっているが、内裏、大極殿とは異なる西宮であれば、朝堂院と同じく中門のあつかいとなつて、衛門府と衛士府によつて守られるべき門と考えられる。したがつてこの門の付近から衛士の養物錢の付札が出土したことを、この地点に衛士の勤務地のあつたことをささえる証拠の一つとかざえることは可能であろうと思う。

以上のように養物錢の付札がみつかつた三ヶ所の地点については、他の文献史料とも一応抵触することなく、衛士の勤務場所を付近と推定できるように思われる。

この三ヶ所以外の衛士関係木簡の出土地点については、その付近に衛士の勤務地を推定できるものと、そうでないものとがある。6の宮南辯築地内側の雨落溝から出土した例（9）は、考課関係の木簡で、衛士の勤務地とは関係がない。5は宮外で出土したものなので、これも衛士の勤務地点とは関係がない。他は2、3、4の三ヶ所である。このうち2の内裏北外郭の官衙区域から出土した例、また第一次大極殿院から出土した例は、前述した古記にみえる宮門と

御垣廻、すなわち中隔垣を守衛していた衛士に関するものではないかと考えられ、付近に衛士の詰所を推定することが可能である。また、3のSD五七八〇は宮外ではあるが、この地点で発見された木簡は、宮内から流出したものであることが、その堆積層から判断され、おそらく、東院内の園池での行事と関連をもつもののように思われる。ここで一括して出土した木簡には、

・「北一贊×
殿出帳×

・「天平十年×
と記したものや
(平概十一)

×御贊鮎五十二

(平概十一)

等、御贊に関連するものがあり、東院内での園池における宴等での贊の消費とむすびつくものがある。したがつて、ここでの衛士府の年魚に関する木簡（3）、及び「右衛士府」（4）と記した削屑は、衛士府が贊の貢納儀礼と関連し、そのかぎりで宴に関与したものと思われ、衛士府の官人が東院の宴に参加したことを示すものではあるが、衛士自身の勤務場所とはいえないようである。

次に、以上の衛士関係の出土状況の知見をふまえて、その内容についてみてみることとしたい。

註

(1) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報四』、同『奈良

国立文化財研究所年報「九六六」参照。

(2) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(Ⅱ)』、同『奈良國立文化財研究所年報一九八二』参照。

奈良國立文化財研究所『平城宮木簡一 解説』。

奈良國立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(Ⅲ)』、同『奈良國立文化財研究所年報一九七七』参照。

奈良國立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(Ⅳ)』。

前註に同じ。

奈良國立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(Ⅴ)』、同『奈良國立文化財研究所年報一九六七』参照。

奈良國立文化財研究所『平城宮木簡三 解説』参照。

奈良國立文化財研究所『平城宮跡発掘調査報告Ⅹ』参照。

註(7)に同じ。

横田拓実「文書様木簡の諸問題」(奈文研『研究論集N』)。

B類の(1)と(2)とは衛士の養物付札とは断定できます。仕丁の場合も可能性がある。

(13) 職員令衛門府条には衛門府には衛士が配置されているので、当然門部の下に衛士が配属されて宮城門を守ることは予想されるが、そのことを明示した文言は令文ではない。但し、衛禁律第六条の宮門外守衛条では、衛士が宮城門を守衛していたようによめる。

前註(2)に同じ。

(15) 小子門については奈良國立文化財研究所『平城宮木簡三 解説』及び

同『奈良國立文化財研究所年報一九七七』参照。

(16) 奈良國立文化財研究所『平城宮跡発掘調査報告Ⅺ』参照。

前註に同じ。

(17) 平安宮内裏図にみえる。平城宮内裏外郭の築地に当るものと思われる。

(18) 奈良國立文化財研究所『奈良國立文化財研究所年報一九七七』参照。

三、衛士関係木簡の内容

すでに述べたように衛士関係の木簡については、文書的なものを中心とするA類と養物錢の付札のB類に分類して叙述をすすめてきたので、ここでもその分類にしたがって検討をすすめることとする。

まず、A類の方をさらに分類してみると、(1)衛士府(左右どちらか)が差出主体となっていると思われる文書木簡、(2)衛士を各自の仕事に配属させるための交名風の木簡、(3)その他に分類することができる。(1)は木簡の冒頭に「左(右)衛士府」とその木簡の発給主体を記すのが一般的であるが、その下には符、移、解等の文言がないのが注目される。このことは木簡であることによつて、かかる公式令的な文書用語を使用しなかつたのかかもしれない。おそらく、受けとった側との間ではそのような文書形式の記載がなくても、充分文書として機能し得たものであろう。この類の木簡(3、5、6、10、17)のうち17は、冒頭部分が欠けていてわからないが、書止文言にも解、移等の用語はみられない。

この(1)の木簡の示す内容の中には、衛士の勤務形態を知る上で注目されるものもあるので、その点について多少記しておくこととする。まず3は、衛士府が年魚御贋を管掌していることが見える。平安時代では御贋の貢進の儀式には兵衛が関与したことが知られて

おり、延喜左右兵衛府式には、

凡鮮鮒御贊隔三日進（下略）

と記されている。このことからみると、兵衛府が廃止された衛士府⁽¹⁾の行つていた年魚貢進の儀礼を併合して行うようになったものかと思われる。

5は断片であるが、衛士の交替に関連する木簡であると思われる。衛士も仕丁と同じく三年一替が原則であったと思われるが、この木簡についての詳細についてはわからぬ。

②の衛士の名前を列記したものについてみると、14のように食料支給簿とみられるものもあるが、12・13については木簡の使途は不明である。7は、衛士、火頭の編成を知る上で注目されるもので、葛木生、津守生に衛士、火頭が配属していることを示している。衛士府には後の近衛府の府生にあたるような官職があったことを示す史料はないが、あるいは奈良時代の衛士府の下部組織としては存在したのかも知れない。

③のその他の中で注目されるのは2と8とで、2は衛士が東園の雜器を運ぶ雜役に使役されていたこと、8は左衛士が柱を抜く労役に使用されるべきものであったことを示している。このように衛士を雜使に使役することは軍防令11条によつて「即非依勅者、不得雜使」と規定されていたのであるが、この木簡からみても実情は平城宮内において雜使に使役されていたことを示しているといえよう。

以上、A類の衛士関係の木簡について注目されるところをみてきたが、平城宮内における衛士の勤務の実態をいくつか指摘できる以外は、とくにまとまつた傾向をみとめることはできなかつた。

次に、B類の養物錢の付札について検討してみると、すでに指摘されているように、この養物の付札うち、六〇〇文の養物錢は國養物の付札、布については(8)、月養物の付札にあたるものと考えられる。⁽⁴⁾ただし、(1)・(2)の養物錢の付札は、仕丁の場合も考えられ衛士であるとは限定できない。

これらの衛士の養物の付札について、まず概観しておくと、いずれも国郡郷十個人名の記載をもつてゐるが、国郡郷については記載方式がととのつておらず⁽⁴⁾のように国名のみのもの、(3)・(5)のように郡名までのもの、(6)・(7)のように郷名まで記したものがある。したがつて国郡郷名の記載にはあまりこだわつていないう�に思われる。また、養物の付札のうち、衛士と明記したもので養物錢の付札には年紀の記載がなく、同じ養物錢の付札でも衛士と明記のない付札には年月日の記載がある。また布についていた月養物の付札にも年月日が記されている。

以上のような養物の付札にみえる諸点からこれら衛士の養物の付札の性格を考えてみると、その際、史料を限定して、(3)から(7)までの衛士の明記がある、養物錢の付札について考えてみたい。

これら養物錢の付札は年紀もなく、國郡里の記載の仕方もまちまちである。このようなことは、他の租税の荷札、たとえば調や庸についてあまり例のないことである。たとえば、調の場合でも、國郡里がすべてに記載されていない場合があるけれども、それは、國を省略して郡里のみの場合はあっても、その逆に國のみを記して調と記す場合、あるいは國に直接つづけて個人名を記すような例はない。また調・庸の荷札は一応年月日を記すのが通例のようにみうけられる。⁽⁵⁾ このように衛士の養物の付札と調庸の荷札とのあいだにはかなり記載方式にちがつた様子がうかがえる。このように記載方式のちがいは、あるいはこの二つの付札の作成過程に大きなへだたりがあるのでないかと思われる。

まず、調庸の荷札は一般に郡衙段階⁽⁶⁾において作製、記入され、それが調庸物につけられて京送されるものと考えている。しかも一応國郡、京における勘会に対応する記載を必要とするわけであるから、國郡里、年月日、個人名を明記するのがたてまえであつたと思われる。これに対して衛士の養物錢は、國の養物といわれるかぎりでは、衛士の出身母体となつた國が責任をもつた収取であり、本来は後述するように衛士の出身の房戸が負担するのが養物（錢をふくめて）のたてまえのように思われる。養物の京送過程は、ほぼ調庸とかわっていないはずではなかろうか。ただ不思議なのは國養物が錢で支給されていることである。

今、養物錢の付札をみると衛士と明記したものでも信濃、上野、備中があり、明記していないものをふくめると常陸、甲斐などがあつて、これをそれぞれの地方からの貢進とすると、かなり遠隔地から錢を貢納していたことになる。もちろん、和同開珎は畿外でもかなり出土し、貢献物の叙位例でも地方からおくられてきているので、この遠隔地からの錢の京送をいちがいに否定することもできない。ただし、養物錢の付札のうち⁽⁴⁾は、その点で注目すべき記載をもつている。すなわち、

但馬国衛士車持足月養錢六百文府置死人分

とある文言の末尾の部分がそれである。この「府置死人分」という文言は、当然のことながら宮内の衛士府においてのみ記し得るものである。しかも木簡の書体をみるかぎり、この末尾の文言を本文とは異筆であるとみることはできそうにない。この観察にまちがいがないとすれば、すくなくとも⁽⁴⁾の木簡は平城宮内の衛士府において記されていたものとみざるを得ない。この場合に想定されることとしては、地方から貢進された衛士の養物には地方でつけられた荷札があつたはずであるが、少くとも衛士府から各衛士個人へ支給される場合には別途付札がつくられつけかえられたこととなる。このつけかえの理由としては地方から送付された養物に代換したのではないかという想定もなりたつ。そう考えれば、調錢の收取範囲より遠隔地の名をもつ養物の付札が錢につけられていた理由も説明され



木簡(4)

もつとも、このような想定が成立するためには(4)の木簡が例外的のものでないことが説明されなければならない。この点で、この木簡の末尾の文言はなお問題をのこしている。即ち、この木簡の大意は但馬国衛士車持足月の養錢六百文は府に置いてあった衛士の死者の分から支出したという意味にとれるのであるが、そうであるとすれば持足が本来受取るべき本国からの六百文の送進がなかつたために、衛士府が死人分の錢をまわしたということになつて、養錢の支給としては例外的な場合であつて、養錢の付札の記載過程も特例である可能性も充分ある。したがつて養錢の付札について全体としていえることは、おおよそ次のようなことではなかろうか。

まず、第一には、これら養錢の付札の中には宮内で記載されたものがあり、したがつて、これらの付札は衛士個人に六〇〇文の養錢を支給する際に必要となつた付札であることが指摘される。

第二には、(4)以外の養錢の付札に、すべて(4)と同様宮内で記されたのか、あるいは別の場所、たとえば郡衙等で記されたものかはつきりしない。しかし(3)のように個人名まで記していないものがることは、久米郡の養錢といえどだれに支給されるべきものか

よう。

もつとも、このように想定が成立するためには(4)の木簡が例外的のものでないことが説明されなければならない。この点で、この木簡の大意は但馬国衛士車持足月の養錢六百文は府に置いてあった衛士の死者

が自明でなければならないことになる。したがつてこの木簡は衛士出身の郡衙で、衛士として在京している衛士の人数を知った上で記載したものか、宮内で記したかどうかではないかと考えられる。このことを拡張して考えれば養錢の記載場所は衛士出身の郡か宮内かのどちらかということになる。

以上、衛士関係木簡について、その内容上注目される点について、記してみた。これと前章での検討を考慮し、さらに他の文献史料も考へ併せることによつて、次に平城宮内における衛士の存在形態についてまとめて記してみることとしよう。

註

- (1) 衛士府廃止は弘仁二年十一月廿日格（令集解職員令所引）。
- (2) 賦役令第三六条参照。
- (3) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九六六』参照。
- (4) 奈良国立文化財研究所『奈良國立文化財研究所年報一九六六』参照。國養物と月養物については弥永貞三「仕丁の研究」（『日本古代社会経済史研究』）、橋本裕『律令軍團制の研究』参照。木簡(8)については『平城宮木簡三 解説』参照。
- (5) 今泉降雄「貢進物付札の諸問題」（奈良国立文化財研究所『研究論集V』）参照。
- (6) 同前注参照。
- (7) (6) 栗原永遠男「日本古代錢貨出土一覽表」『続日本紀研究』一六九号。
- (8) (7) もつとも、この付札の解釈としては死亡した車持足月の分の六〇〇文であると考えることもできる。そうであるとすればこの六〇〇文の受取人は足月に相替して但馬国から上京した衛士ということになる。

四、結語

以上二章にわたって述べてきた衛士関係の木簡の検討をふまえ、なお他の文献史料ともつきあわせた上で、平城宮内における衛士の存在形態について考えてみたい。

まず、衛士が平城宮内のどこに勤務していたのかということについてであるが、その点については第二章で検討した結果、おおよそ次のようなことを指摘することができる。

まず、衛士関係の木簡の多くは、衛士の勤務所に近いところで出土しており、内裏の東北辺、第一次大極殿院地区の西北辺及び同区の南門付近、小子門付近、若犬養門付近等には衛士の詰所もあったものと考えられる。このような衛士の詰所の存在のうち前の三者は古記のいう、衛士がその守備を担当するという中門や御垣廻に該当するものと思われる。また、後二者は古記にはみられないが、延喜式の規定及び律の注記とは対応関係があり、門部の担当の下で、衛士が警備にあたっていたことを示しているものといえよう。

このように、衛士は、平城宮の守備について、重要な役割をはたしていたことが、衛士関係の木簡の出土地点から裏付けられるようである。次に A類の文書風の衛士関係木簡から知られることを列記してみると、まず衛士が、職員令等にはみられないが後の近衛府の

府生に当るかと思える某生（葛木生、津守生）と称される下級官人に統率されていたこと、衛士府は、後には兵衛府の行っていた御賛の貢進儀礼を行っていたこと等をあげることができる。これら二点については、他の文献史料からは知らないもので衛士関係の木簡によつて初めて知られたことである。

次に同じように A類の文書風の衛士関係木簡から知られることとして、衛士が本来の宮域警備の任務以外に、物品の運送（2）や造営工事（8）に使役されており、軍防令の規定の原則とはちがつた労役に従事していたことを示している。もっとも衛士が造営工事に従事していたことは、天平十七年の造宮省移の中に衛士が大糧の被支給者としてみられることがらも知られている。

次に、B類とした衛士の養物の付札については以下のようない点を指摘することができる。この養物の付札は、国養物すなわち養物錢の付札と、月養物の付札とにわかれる。このうちの前者については、その記載が宮内で行われた例もみられ、養物錢の支給方法に関連しで興味ぶかい。しかし、養物錢の付札すべてを宮内で記したものと断定することはできず、これら養物錢の付札が作成されたのは(4)を例外として郡衙であった場合も想定しておかなくてはならない。この二つの想定のどちらが蓋然性が高いかはわからないので、二つの仮定の上にたつと養物錢の支給過程はそれぞれ次のような二つの場合を想定できる。

第一の想定が正しいとすると、六〇〇文という錢の包みは宮内で作成され、それに養物錢の付札がつけられた可能性がある。したがつて、衛士の養物錢の收取と支給の過程はおよそ次のようなことになる。このことに関連する史料は次の二つである。

(A) 養老二年四月廿八日格云、向京衛士仕丁、免其房雜徭、以供當身資養。

(賦役令第36条集解古記所引)

(B) 凡衛士仕丁養物者隨鄉所出正丁七人半惣所輸徭分稻一百五十束、准常土沽價交易輕物及春米所得之數、專入正身亦同其檢納之事委各本司本家皆貢調使申送省但衛士各送本司（下略）。

（延喜民部式）

(A) と(B)とは時代差もあり、(A)を(B)によつて補つて解釈して八世紀の状況を復元するためには、いくつかの条件がいる。そのもつとも大きな点は(B)では徭分稻を資養物の財源もしていることである。この点は(A)では生身の労役そのものによる雜徭收取によつて得た生産物を資養物にしているものと考えられる。しかし、それを輕物にして貢調使に付して、衛士府へ収納するということは、八世紀にも考えてよからうと思う。

したがつて諸国から京送された資養物は宮内の衛士府に入り、衛士府ではその一部を錢にかえて、國養錢とし、他を絶、綿等の形態で月養錢として月々支給したことになる。⁽²⁾その際、輕物が錢にかえられる場は平城京内の市等を中心とする流通機構ということになる。

もつとも國養錢という文字からすると、貢調使の手によつてすでに錢にかえられている場合も考えられ、その際には相模國調邸にみられるような諸国それぞれの京内に設置された倉庫を中心に輕物の一部を錢にかえて衛士府へおさめたものかも知れない。その際には養物錢の作成は京留している貢調使の手によつてなされた可能性も生ずる。

次に、地方の郡衛段階で養物錢の付札が作成されたとすれば、錢は郡司級豪族の下に蓄積されたものが輕物と交換されて京送されることになったものと思われる。

以上、衛士関係の木簡について史料紹介的にいくつか気のついた点を述べてきた、これらの木簡からも、平城宮内での衛士の存在形態を多少とも具体的にトレースすることができたようと思われる。衛士が平城宮の警備をどのような場所でになつていたか。警備以外にも雜使に使われていたこと。および養物錢の支給のあり方の問題等について述べてきた。総じて、衛士は平城宮の警備と労働力として重視され、一般雇夫とはちがつて、大糧、月養物、國養物という三種の支給をうけていた。とくに國養物が錢で支払われたのは衛士の生活が平城京という農村からきりはなされた場所に限定されたことを政府が考慮したためではないかと思われる。

本稿で指摘し得ることは以上でつきるが、平城宮の衛士の存在形態について、解決しのこした部分はなお大きいといわねばならない。

この点については今後の課題として、一応擱筆することにする。

(2) (1) 註

(3)

『大日本古文書』二一四七三頁。
但し、本論では国養物と月養物との関係について、両者とも地方から貢進される養物で、(A)、(B)二つの史料にみえる養物にふくまれるものとして論述をすすめたが、そうであることの確証はない。国養物のみが(A)、(B)にいう養物であつた可能性もある。この点については前掲橋本論文参照。橋本氏は月養物を民部省から仕丁・衛士に与えられる庸布・庸綿のこととしている。

